

## 団体の研修等に伴う「公共交通機関等」の利用に関する助成要領

### 1 目的

高齢者の団体、各地区公民館を拠点に活動している団体等が地域活動、研修会、各種大会等へ参加する場合において、その移動に要する経費を助成することで、高齢者福祉を増進すること、また、市民が地域活動等に参加する機会の拡大を図ることを目的とする。

### 2 助成の対象団体

本助成金の交付の対象となる団体は別表1第2欄に掲げるものとし、市内に住所を有する者が、概ね20人以上で利用する場合に助成する。

ただし、宗教、政治、営利を目的とした団体やこれらの活動を行う場合、貸切バス等の利用に関して他の公費助成を受ける場合は対象外とする。

### 3 助成金の算定等

本助成金は、別表1第3欄に掲げる助成対象経費に同表第4欄に掲げる助成率を乗じて得た額（千円未満切捨て）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、同表第5欄に掲げる額を限度額とし、1者1年度につき1回の交付に限る。

なお、利用については日帰りであることとする。

### 4 助成金の申込等

#### (1) 助成申込

要領第2項による本助成金の交付を受けようとする団体は、利用しようとする日の14日前までに、「助成金交付申請書」（様式1）に見積書等を添付して、鳥取市社会福祉協議会に申込みものとする。

#### (2) 決定通知書

鳥取市社会福祉協議会会長（以下「社協会長」）は、助成金交付申請書を受付け、活動計画が適正と認めたときは、「決定通知書」（様式2）により申込団体に通知する。

#### (3) 実施報告

助成を受けようとする団体は、実施の日の翌日から10日以内に、貸切バス等の利用に対する「実績報告書」（様式3）を提出するものとする。

#### (4) 助成金の請求

助成を受けようとする団体は、実施の日の翌日から10日以内に、「助成金交付請求書」（様式4）を提出するものとする。

#### (5) 支払い

社協会長は、実績報告書及び助成金交付請求書が適正と認めたときは、助成金を支払うものとする。

5 その他

その他事業実施に必要なことは別に定める。

附則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日制定の高齢者団体の研修等に伴う「公共交通機関等」の利用に関する助成要領は廃止する。

附則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

1 助成事業 公共交通機関 (貸切バス)等 利用助成事業	2 助成対象団体	3 助成対象経費	4 助成率	5 上限額	6 その他
	<p>① 60歳以上の者に組織する高齢者団体が、次の各号に掲げる場合で、貸切バス等を利用したとき。</p> <p>(1) 高齢者の健康保持のための教養講座、広く地域社会との交流を図り、生きがいを高めるためのレクリエーション、研修であること。</p> <p>(2) 本市が実施している高齢者福祉バス運行事業の利用条件を満たしていないがら利用できないとき。</p> <p>② 各地区公民館を拠点に活動している団体が、次の各号に掲げる場合で、貸切バス等を利用したとき。</p> <p>(1) 団体の活動内容に合ったものであること。</p> <p>(2) 地域活動、研修会、各種大会などへの参加のためであること。</p> <p>(3) 貸切バス等の利用について、他の補助金等の交付の決定を受けておらず、かつ、本市が実施している公用マイクバスの利用をしていないものに限る。</p>	<p>貸切バス、または借上げバスを利用したときの使用料額。ただし、入場料、高速料金、駐車料金、諸経費は除く。</p> <p>レンタールバスを利用したときはレンタル基本料金、燃料代のみとし、運転手謝礼金等は除く。</p>	<p>10/10</p>	<p>5万円</p>	<p>※②の活動団体については、各地区公民館または各総合支所地域振興課を通じて申し込むこと。</p>